



Title	田邊勝正著「戦後歐洲に於ける土地制度改革史論」
Author(s)	川村, 琢
Description	紹介
Citation	北海道帝國大學法經會法經會論叢, 4, 192-194
Issue Date	1936-01
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/10635
Type	departmental bulletin paper
File Information	4_p192-194.pdf



に乏しい。十年前グラスの歐米農業史が出で、邦譯も近頃現はれたやうではあるが、それには東洋の農史を缺き、吾等邦人の研究には不満足な所が頗る多い。然るに幸ひなる哉、學界の待望久しかつた完全なる世界農業史が茲に佐藤稻田兩男爵の妙なからぬ努力に依つて完成されたのである。誠に斯界の爲め慶賀の至りに堪へぬ。卷頭の言葉に隨へば、本書は佐藤先生の札幌農學校時代より北大に至る永き在職中に於ける講義が根本となり令息稻田氏が之れを整理し新粧を凝して世に現はれたもので、歐米農史の記載は大戦前に迄及んで居る。史料の精選と内容の充實とは私から改めて説明する迄も

ない。更にその文章に至ては朗々誦すべきの美辭麗句を以て満たされ、錦上更に花を添えるの觀がある。蓋し近來の名著たるを失はぬ。靜かに本書を讀み行く時、私は二十餘年前佐藤先生の農史の講義を聽き、その名講義に陶醉せる當時のことを想ひ浮べ洵に今昔の感に堪へぬ。茲に聊か讀後の所感を述べて恩師の名著を世に紹介し、併せて先生の益々御健在にして、永く學界の指導者たらむことを念願して止まぬ次第である。妄評多謝。(西ヶ原刊行會發行、菊判五百餘頁定價金五圓、送料三三錢)

田邊勝正著「戰後歐洲に於ける土地改革史論」

川村 琢

世界大戦を契機とする歐洲に於ける「資本主義是正運動」は、農地に關する限り、從來の土地制度に對する種々な改革となつてあらはれた。その中であつて西歐の強國により世界革命運動を防止する爲に建設せられたと稱せらるゝ東歐諸國の「私有制土地改革はその改革の極めて果斷、急進的なる性質」に於て、「私有制」を前提として而も「從來の土地所有制」から來る弊害を可及的に除去」せんと企圖した點に於て、

自余の改革に對比して、特殊の興味を與へてゐる様である。農林省小作官田邊勝正氏の名著「戰後歐洲に於ける土地改革史論」は、東歐諸國に於けるかゝる興味ある「私有制土地改革」の原因、内容、結果についての詳細なる歴史的研究である。以下本書の簡單なる紹介を試みる。

土地私有制度の下に於ける農地の集中による大土地所有の

形成は、一面合理的な營利經營成立の條件であると共に、他面みじめな零細自作・小作農・農業労働者の創出の過程でもある。この所謂「土地分配の不均衡」に於て、更に東歐諸國の一部に見らるゝ如き「農奴制度」及び「ミルの制度」等の封建的殘滓の存する場合や、大土地所有者が異種族の「征服者」であつて、農民は「被征服者」である場合の小作關係、労働條件の劣悪さは「農民逃亡」、外國移住」の條件であり、すでに戦前に於て、その改善が叫ばれてゐた。大戦に於ける兵士たる農民の「擡頭」は、露國革命の影響を受けて、之れ等從來の土地制度改革の氣運を助成したのである。この不安を「挽回」し、而も露國革命の渡の防禦の目的がこゝに土地私有制度下の最も果斷急進的なる土地改革となつてあらはれた。

二

東歐に於ける土地改革の内容は、國によりその程度を異にし、又ポーランド、リツアニアの一部、其他の諸國に於ける「ミル」の分割整理、ユーゴスラビアの中西部及び南部地方の「農奴制度」の廢止等各種の政策が行はれたのであるが各國を通じてその政策の中心をなすものは、大所有地の強制的收用、その貧農への分與による中小農制の創設、及び分配地に制限を加へ中小農制を維持する政策であつた。

先づ土地の獲得を見るに、「社會主義土地改革」の「土地の個人的所有を廢止し總ての不動産は國家の財産とす」るに對し、又自作農助成政策の收用さるべき土地面積の狭小、收用の長期日、收用權行使の消極的であるに對し、私有制土地

改革は所有地に一定の制限を設け、制限超過の部分を大面積にわたたり、短期間に強制收用したのである。

賠償方法は、社會主義土地改革の無賠償、自作農助成政策の「當時の市價又は生産價格」に基く有償に對し、私有制土地改革に於ては、收用地の全部につき或は一定種類の收用地を除き其他につき賠償するものとあり、賠償價格は大戦以前の價格を標準とし、而も大戦の爲暴落せる貨幣を以て計算されたのであつた。

收用地の分配の目的、分配農場の規模、及び分配を受くべき者の資格については、土地を所有せざるもの、及び土地を所有するも一定の生活を維持し得ざる者に對し、勞力をもつて耕作し、其生計を支へうる程度の面積を收用地中から分配せんとするものであり、社會主義土地改革にも自作農助成政策にも「共通」する所であるとなす。

土地改革の目的は私有制を前提としてゐる限り分配地に對し「適當なる制限」を加へることなしに所期の効果をあげ得ないであらうことは云ふまでもない。私有制土地改革に於ては、私有權に基く個人的經營を原則とし、従つて收益權に就ては何等の制限を加へないが、土地處分權に於ては一般に永久的に賣買、讓渡、及び抵當を制限し、又使用權に就いては受益者自ら耕作することを必要としてゐる。

三

この土地改革の効果はどうであつたらうか。著者はこれに二ツの方面から答へてゐる。第一に、土地所有者のある程度

の犠牲の下に遂行せられた收用地の分配は「農民の不平を一掃し、農村安定の上に大なる効果のあつたこと」である。併し地主に取つての「犠牲」は、土地私有に基く弊害の全責任から彼等をまぬがれしめた點に於て「甘受」せざるを得ない所であるとす。

第二は、農業經營上の効果である。經營組織に關しては自作農の増大であり、經營規模の上からは大經營農場の著しい減少と、小經營農場の増大とである。小農經營に於ける自作の小作に對する一般的優位は論ずるまでもない。併しこれ等小經營の増大は農業生産に如何に作用するかが問題となる。從來この點に關し悲觀説と樂觀説とあり、著者は後者を支持し次の如く云つてゐる。「均分的土地制度に於ける小經營は指導宜しきを得れば集約的なる農業を行ひ生産力を向上せしめうるであらう」と。事實、平均的には反當生産額に於て總額に於て、土地改革後主要農産物の増大を示してゐる。

四

ゼドルマイア著山田武彦譯「小農經營學」

以上の紹介は、紙數の制限上東歐諸國に於ける私有制土地改革の一般的部分にのみ限られ、本書の重點となるべき特殊、個別的諸國の歴史的、具體的部分に涉ることが出来なかつた。

惟ふに、この土地改革は、農村不安の急速なる挽回による露國革命の防衛と云ふ政治的目的の達成を除けば、封建的土地制度の殘滓や民族的對立の問題から農民を解放した限りに於て農業の進展に貢獻したであらう。併し改革によつて齎らされた生産力の増大一般については、その諸原因並びに農産物價格の精密なる分析なしには一概に効果を云々することは出来なからう。一般的に所有權の制限にもかゝらず、資本主義の外圍の下に而も個人經營の原則が貫く場合、價格關係を通じてこれ等農民及び農業は如何なる進路を約束されるであらうか。今後に於ける實績の如何と共に興味ある問題を提出してゐるものと云はねばならない。

(協國會發行、菊判七百頁、定價金四圓、送料三三錢)

荒 又 操

農業の經營管理或は指導等に於ける豊富な實際的體驗と豊かな學識との基礎の上に、幾多の價値高き研究業績を積んで

現時獨逸語系農業經濟學界に有力な一員として其の地歩を占めて居る維納農科大學々長ゼドルマイア教授の代表作 Die